

反社会的勢力排除に関する同意条項

株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行する MoneyT Global（以下「本カード」といいます。）のお申込者及び会員（以下総称して「会員」といいます。）は、本同意条項に同意のうえ、本カードの発行をお申込み及び本カードを利用します。本同意条項は、「MoneyT Global 会員規約」の一部を構成するものとします。（以下あわせて「本規約」といいます。）

第1条（反社会的勢力の排除）

(1) 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団
- ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標榜ゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗じ、または、前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者）
- ⑨その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 会員が(1)または(2)に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとします、会員はこれに応じるものとします。

(4) 当社は、会員が(1)もしくは(2)規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本カード入会申込者による本カードの入会申込みを拒絶、または本規約に基づく本カードの利用を一時的に停止することができるものとします。なお、本カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードを利用することができないものとします。

(5) 会員が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない、あるいは虚

偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員との本カード契約を解除できるものとします。なお、契約の解除時において会員の当社に対する未払債務がある場合には、会員は、当然に期限の利益を失うとともに本カード会員資格を喪失し、当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。

(6) (5)の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(5)の規定の適用により会員に損害等が生じた場合であっても、会員は、当該損害等についての賠償を当社に請求しないものとします。

(7) (5)の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、会員が当社に対する未払債務を完済するまでは、本規約の関連条項が適用されるものとします。